

# ケアセンター瀬名 重要事項説明書

(2024年6月1日現在)

## 1. 事業者（施設）の概要

### （1）施設の名称等

名 称	医療法人社団 恒仁会
所 在 地	静岡市葵区瀬名 4629 番地の1
電 話 番 号	054-264-2111
開 設 年 月 日	1989年6月9日
事 業 所 名 称	ケアセンター瀬名
事 業 所 所 在 地	静岡市葵区長尾 39 番地の5
事 業 所 電 話 番 号	054-264-2221
事 業 所 指 定 年 月 日	1989年6月9日
代 表 者 氏 名	理事長 伊藤 恒道
管 理 者 氏 名	施設長 北澤 光孝
介護保険事業者番号	介護老人保健施設 (2254180017)

### （2）施設の職員体制

	員数等	業務内容
・管理者	1 (他の業務と兼務)	従業者の統括管理、指導
・医師	2以上 (他の業務と兼務)	利用者の医学的な病状管理
・薬剤師	1以上 (他の業務と兼務)	利用者の薬剤管理と服薬指導
・看護職員	16以上	利用者の病状観察や診療補助
・介護職員	42以上	利用者の日常生活の援助
・支援相談員	2以上	利用者に対する全般の相談
・療法士（理学、作業）	2以上 (他の業務と兼務)	機能訓練の計画作成と実施
・栄養士	1以上	適切な栄養管理と食事の提供
・介護支援専門員	2以上 (他の業務と兼務)	ケアプランの作成と管理
・事務職員	必要数以上	利用料の受領や事務全般
・その他		

（3）入所定員等 ・定員 200名 (本館148名／東棟52名)

・療養室 個室 8室 2人室 9室  
3人部屋 2室 4人室 42室

（4）通所定員 60名

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案 (基本的に3ヶ月ごとの評価及び見直し、再立案を行ないます。)
- ② 短期入所療養介護計画の立案 (基本的に3ヶ月ごとの評価及び見直し、再立案を行ないます。)
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案 (基本的に3ヶ月ごとの評価及び見直し、再立案を行ないます。)
- ④ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。  
朝食 7時30分～8時30分  
昼食 12時00分～13時00分  
夕食 17時00分～18時00分)
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護

- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
  - ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
  - ⑨ 相談援助サービス（退所時の支援も行います）
  - ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
  - ⑪ 理美容サービス
  - ⑫ 行政手続代行
  - ⑬ その他
- ※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関

名 称 静岡済生会総合病院  
住 所 静岡市駿河区小鹿一丁目 1 番 1 号

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は 9 時から 19 時の時間帯にお願いします。
- ・ 外出・外泊は必ず事前に看護師までお申し出下さい。外泊は月に 6 日間（7 泊 8 日を限度とします。）
- ・ 施設内は飲酒・喫煙は厳禁です。
- ・ 火気の取扱いは禁止です。
- ・ 電気製品は備え付けのものをご使用ください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは備え付けの床頭台やロッカーをご利用下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理は各自で管理することになりますが、紛失した場合には、施設として責任を負いかねますので、多額の現金や貴重品はお持ちにならないで下さい。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は当施設の医師の許可が必要ですので、必ず、看護婦までお申し出下さい。
- ・ 宗教活動は施設内では禁止です。
- ・ ペットの持ち込みは禁止です。

### 5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、避難階段、避難用ロープ、非常通報設備、非常用発電機、災害用備蓄食料等
- ・ 防災訓練 年 2 回

### 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

### 7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。  
要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

- ・ ケアセンター瀬名 054-264-2221
- ・ 静岡市介護保険課 054-221-1088
- ・ 国民健康保険団体連合会 054-253-5590

### 8. その他

- ・ 当施設の『運営規程』『身体拘束適正化及び廃止に関する指針』『虐待防止指針』（ファイル）を事務局受付及び東棟 2 階サービスステーションの各カウンターに備え付けています。自由にご覧ください。
- ・ 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

## [ケアセンター瀬名のサービスについて]

### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

施設サービス計画は、基本的に3ヵ月後に評価及び見直しを実施し、新しく計画立案を致します。ただし、ご利用者様の状況(ADL・疾病・認知症等)に大きな変化があった際には、その都度施設サービス計画の見直しを行なうことがあります。

#### ◇医療：

ケアセンター瀬名は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

#### ◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリーション効果を期待したものです。

#### ◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

### 3. 利用料金

#### (1) 介護保険による利用者負担額

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、利用する居室によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

	負担割合	多床室（2~4人部屋）	個室（従来型）
要介護 1	1割	815円	737円
	2割	1,629円	1,473円
	3割	2,444円	2,209円
要介護 2	1割	866円	784円
	2割	1,732円	1,568円
	3割	2,598円	2,351円
要介護 3	1割	933円	851円
	2割	1,865円	1,701円
	3割	2,798円	2,551円
要介護 4	1割	987円	907円
	2割	1,974円	1,814円
	3割	2,961円	2,721円
要介護 5	1割	1,040円	958円
	2割	2,079円	1,915円
	3割	3,118円	2,872円

- ① 初期加算 I (1日当たり)：1割負担：62円／2割負担：124円／3割負担：185円  
 　　〔急性期病院一般病棟退院時〕  
 　　初期加算 II (1日当たり)：1割負担：31円／2割負担：62円／3割負担：93円  
 　　〔急性期病院一般病棟退院時以外〕  
 　　※入所後30日間に限って、上記施設利用料に上記金額が加算されます。
- ② 短期集中リハビリテーション実施加算 (1日当たり)  
 　　1割負担：247円／2割負担：493円／3割負担：740円  
 　　※入所日から3ヶ月間に限って、リハビリテーションを行った場合に加算されます。
- ③ 外泊時費用 (1日当たり)  
 　　1割負担：372円／2割負担：744円／3割負担：1,116円  
 　　※ 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は施設利用料に上記金額が加算されます。
- ④ サービス提供体制強化加算 (1日当たり)  
 　　1割負担：19円／2割負担：37円／3割負担：56円
- ⑤ 経口移行加算 (1日当たり)  
 　　1割負担：29円／2割負担：58円／3割負担：87円  
 　　※ 経口移行計画が策定された日から加算されます。
- ⑥ 経口維持加算 (1月当たり)  
 　　1割負担：411円／2割負担：822円／3割負担：1,233円  
 　　※ 経口維持計画に従い、所定の職種の者が栄養管理等を行った場合に、経口維持計画が策定された月から加算されます。  
 　　※ 上記体制に所定の職種の者が加わった場合は、以下の金額が加算されます。  
 　　　(1月当たり) 1割負担：103円／2割負担：206円／3割負担：309円
- ⑦ 若年性認知症入所者受入加算 (1日当たり)  
 　　1割負担：124円／2割負担：247円／3割負担：約370円  
 　　※ 若年性認知症入所者（40歳～64歳）が対象になります。
- ⑧ 療養食加算 (1回当たり)  
 　　1割負担：7円／2割負担：13円／3割負担：19円  
 　　※ 医師の判断で疾病治療食（糖尿病食、腎臓病食等）を提供された入所者が対象になります。
- ⑨ 緊急時治療管理 (1日当たり)  
 　　1割負担：532円／2割負担：1,064円／3割負担：1,596円  
 　　※ 緊急時に所定の対応を行った場合に加算されます。（月3日限度）
- ⑩ 所定疾患施設療養費 (1日当たり)  
 　　1割負担：246円／2割負担：491円／3割負担：737円  
 　　入所者に所定の対応を行った場合に加算されます。（月1回 連続する7日限度）
- ⑪ 入所前後に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合は、下記の料金が加算されます。  
 　　1 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合  
 　　　1割負担：463円／2割負担：925円／3割負担：1,387円  
 　　2 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合  
 　　　1割負担：493円／2割負担：986円／3割負担：1,479円
- ⑫ 退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。  
 　　1 試行的な退所にあたり、退所後の療養上の指導を行った場合  
 　　　(試行的退所時指導加算)  
 　　　1割負担：411円／2割負担：822円／3割負担：1,233円  
 　　2 退所後の主治医が明らかである場合に、当該主治医に対して診療情報を提供した場合（退所時情報提供加算I・II）  
 　　　〔在宅への退所時〕  
 　　　1割負担：514円／2割負担：1,027円／3割負担：1,541円  
 　　　〔医療機関への退所時〕  
 　　　1割負担：257円／2割負担：514円／3割負担：771円

3 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合（退所前連携加算I）  
1割負担：617円／2割負担：1,233円／3割負担：1,849円

4 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、退所に先立って入所者が希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等の提供に必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

（退所前連携加算II）

1割負担：411円／2割負担：822円／3割負担：1,233円

5 退所時に訪問看護ステーションへ指示書を交付した場合（訪問看護指示加算）  
1割負担：309円／2割負担：617円／3割負担：925円

⑬ ターミナルケア加算

死亡日以前31日以上45日以下

1割負担：74円／2割負担：148円／3割負担：222円

死亡日以前 4日以上30日以下

1割負担：165円／2割負担：329円／3割負担：493円

死亡日の前日及び前々日

1割負担：935円／2割負担：1,869円／3割負担：2,804円

死亡日

1割負担：1,952円／2割負担：3,903円／3割負担：5,854円

⑭ 協力医療機関連携加算

1割負担：103円／2割負担：206円／3割負担：309円

※協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する

⑮ 新興感染症等施設療養費

1割負担：247円／2割負担：493円／3割負担：740円

⑯ 介護職員等処遇改善加算（1000分の75に相当する単位数）が、利用内容に応じて算定されます。

（2）別途料金

① 食費	1日当たり	1,700円
② 居住費	1日当たり 多床室（2～4人部屋） 個室（従来型）	437円 1,728円

（3）その他の料金

- ① 理美容代 実費（別途資料をご覧ください。）  
② その他（タオル代、日常生活品費、クリーニング代等）は、別途資料をご覧ください。

（4）支払い方法

- 翌月10日以降に請求書を発行します。なお、支払方法は原則として、翌月20日にゆうちょ銀行又は27日にその他の金融機関の口座より自動振替とします。

4. 当法人の概要

名称・法人の種別	医療法人社団 恒仁会
代表者役職・氏名	理事長 伊藤恒道
本部所在地・電話番号	静岡県静岡市葵区瀬名4629番地の1 TEL 054-264-2111
定款の目的に定めた事業	①静岡瀬名病院 ②静岡広野病院 ③ケアセンター瀬名